

第4回 久留米市障害者計画等策定委員会 議事録

開催要領

1. 開催日時：平成19年1月26日（金）15時00分～17時00分
2. 会場：久留米市庁舎3階305会議室
3. 出席委員：平岡委員、南嶋委員、光益委員、古川委員、日野委員、立石委員、高柳委員、磯田委員、井上委員、上野委員、江島委員、大森委員、城島委員、白石委員
4. 欠席委員：北村委員、児玉委員、馬場委員
5. 傍聴者数：1名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 久留米市障害者計画・障害福祉計画（原案）について
 - (2) その他
3. 閉会

配布資料

- ・久留米市障害者計画・障害福祉計画（原案）
- ・計画骨子からの修正点等について（資料1）
- ・庁内組織からの意見等により調整中の項目について（資料2）
- ・障害者計画の重点施策の考え方（資料3）
- ・障害者計画・障害福祉計画策定に向けての今後の予定（資料4）
- ・第4回障害者計画等策定委員会 検討事項資料（協議資料1）

議事要旨

1. 開会

・事務局

ただいまより、久留米市障害者計画等策定委員会の第4回を始めさせていただきます。前回は11月27日に開催しまして、第3回会議においては計画の骨子案についてご審議いただき、骨子案のご承認をいただいたところでございます。その後、骨子案を基に原案を作成し、市の庁内組織での協議を経まして、一定の案を取りまとめております。本日は、この原案を検討していただきたいと思っております。それでは早速会議に入らせていただきますが、久留米市障害者計画等策定委員会の設置要綱第5条によりまして、議長を平岡委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

・委員長

みなさん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ご説明がありましたように、原案ができあがりまして、今日は原案についてぜひご審議いただきたいと思っております。それでは早速始めさせていただきます。傍聴希望者が1名いらっしゃいますが、傍聴していただいておりますでしょうか。はい、それでは早速議事に入ってまいりたいと思っております。今日の議題は「(1)久留米市障害者計画・障害福祉計画(原案)について」です。事務局よりご説明を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

2. 議事

(1) 久留米市障害者計画・障害福祉計画(原案)について

○事務局より資料『久留米市障害者計画・障害福祉計画(原案)』および『資料1~4』、『協議資料1』を説明

委員長

ありがとうございます。かなり量的に多く、分かりにくい部分もあったのではないかと思います。まず最初に、前回の計画の骨子案から修正された点についてご説明がありました。資料1でございます。この点に関しては、何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、重点施策について4つの基本目標と6つの重点施策が原案の21頁に示されており、これについてもご説明がありました。それから、数値目標については非常に分かりやすく記載することです。この数値目標は国から示されているワークシートに基づいて数値目標が出されているとのこと。

事務局 それは障害者計画ではなく、障害福祉計画のほうですね。障害者計画の一部重なっている部分など、障害者計画の中に「障害福祉計画」と書いてあるようなところですね。

委員長 例えば、障害者計画の 24 頁の乳幼児健診受診率が平成 23 年度に 100%とありますが。

事務局 こういったものは障害福祉計画の中に入れておりませんので、障害者計画独自の数値目標です。

委員長 障害福祉計画に記載されている数値目標は、国のワークシートに基づいております。それから、ボランティア活動あるいはボランティアの育成という点についてはまだ調整中ということでございます。さらに 82 頁の「(2) 防犯・防災対策の推進」についても所管課と調整中とのこと。資料 2 についてご質問等よろしいでしょうか。それから資料 3 は、6 つの重点施策の基本的な考え方が示されております。こういった基本的な考え方で重点施策を考えております。

委員 障害児の早期発見ということで、療育につなげることが必要だろうということで掲げておりますが、療育を行っている機関を利用するにもご両親がそろっていて、わりと生活が安定しているところでないとは利用できないというのが、作業部会でも意見が出ていたと思います。そういう実態の把握はできていますか。

委員長 いかがでしょうか。乳幼児期に初期療育を受ける人は、古川委員のお話ですと、どちらかという両親がそろっていて、生活も安定している家庭の子どもたちが中心で、作業部会でも意見が出たということですが、その辺りの実態は市のほうで把握されているのでしょうか。

委員 わりと母子家庭が多いです。父子家庭というのはあまり聞きません。

委員長 今はどうか分かりませんが、昔よく聞いたのは、乳幼児健康診査にも来てほしいと思われる子どもさんに来てもらえないというようなことは保健師さんから聞いた覚えはあります。

事務局 実態という形では、数字の整理はできていないと思います。おっしゃるように、障害をお持ちの家族構成で、療育的なサービスの利用の実態については整理できておりません。

委員長 はい。ということです。

委員 実態の把握はした方がいいと思います。

委員長 委員からご意見があったということで、検討いただければと思います。

事務局 所管のほうには整理をして伝えておきたいと思います。

委員長 その点については、障害者計画の 23～29 頁、30～33 頁、社会教育を含めると 36 頁まで書いております。この障害者計画の中で、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

委員 重点施策と書いてありますが、重点施策は具体的に誰が考えるのですか。

事務局 計画そのものについては、施策の体系を 22 頁に示しております。前回の骨子案の中でもお話していますように、基本目標、分野、施策の区分と施策の方向までについては、前回の骨子の中でご説明を申し上げまして、整理をしたところでございます。施策の方向に事業を今回付け加え、計画という形で整理をしておりますが、この中で特に久留米市が障害者施策を推進していく中で、重点的にやっていくべきではないかという項目を前回の骨子の中で整理をさせていただいておりました。前回、方向性を確認させていただいておりましたので、その中で何を重点施策にしていこうかということで、内部で協議をしまして、庁内組織の推進調整会議や推進会議等で検討した内容を、4 分野の中の 6 項目を重点施策としてあげております。全体的に事業を進めていく上で、特にこの点については「重点施策」という視点で久留米市は取り組んでいくこととして、このような整理をさせていただいております。この委員会の中でもご検討いただいて、これらの重点施策の方向でよろしいということであれば、これを計画の中の重点施策として位置づけしていくということでご提案させていただいております。

委員 重点施策は非常に良いと思いますが、中身がつながっていくかどうか心配ただけで、誰が具体的に施策の中身を考えているのかなと思っただけです。重点的に取り組まれることについては非常に良いと思います。

事務局 重点施策の中で、整理をさせていただいております 6 項目については 22 頁の「施策の方向」の中から選ばせていただいております。例えば、「①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・

教育体制の確立」というのは、22 頁の基本目標 1 の「1. 療育・保育」の中にある施策区分「(2) 療育の充実」にある、施策の方向の「①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立」です。この中身につきましては、26 頁に事業の方向性と具体的な施策の 5～11 番までが具体的な事業になります。これが重点施策の中で具体的に事業を実施する内容であり、施策名と内容、そしてどこが担当するかということで所管課をあげております。そしてその中に平成 23 年度までの目標数値をあげて、事業を進めていくということで整理をさせていただいたところでございます。

委員長 ここには 30 頁からの「分野 2 教育・育成」についての部分は入ってきませんか。27 頁の「②保育サービスの充実」の 2 点目に、“地域の学童保育所”という言葉が出てきますが、保育サービスの充実は重点施策に入らないのですか。

事務局 26、27 頁の中の具体的な施策の 5～11 番までが、重点施策の具体的な事業の内容ということになります。

委員 ①の内訳になっているということでしょう。

委員長 教育体制の“教育”というのは、幼児教育という意味合いでしょうか。幼児教育研究所が所管に入っているわけですが。

事務局 たしかに、30 頁以降は「教育・育成」という形で整理しておりますが、どちらかといいますと 26 頁の乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育というのは、大きな意味合いであります。療育という形で、就学前からいろんな形で療育相談や療育訓練等を受けていた方が一貫して就学時期も過ごせるような形で、分野としてはたしかに「療育・保育」と分けていますが、大きく言うと教育部分も網羅はするかと思います。ただし 30 頁からの「教育・育成」については、学校教育的なものになってきますので、分野としては今のところ切り分けております。若干、教育という文言が入ってきますので、分かりにくい部分もございますが。

委員長 “学校卒業まで”となっていますからね。そうすると、少なくとも義務教育を終えるまでという、そういう意味合いが“一貫した”ということだったのかなと思いました。

事務局 インタビューの中でも、いろんな形でお話いただいた中で、幼児教育研究所等で療育を受けたお子さんも、そこで一旦終わ

ってしまい、就学するとそういった情報が今まできちんと届いていませんでした。また、学校も小・中・高という流れの中で、これまで受けた療育や訓練等の情報の把握がされていなかったのも、そういったことを含めて“一貫した”という意味合いがございました。療育・教育体制という形で、療育を軸として施策の方向を考えているとご理解いただければと思います。教育のほうは、学校教育でのいろんな施策等についてご理解いただければと思います。ですから、療育と教育の部分が時期的に重なりますので、非常に分かりにくいところでもあります。

委員長 はい。ということです。こういったことを最優先課題として取り上げて、これを実施していこうというのが重点施策の意味合いです。30 頁からの「教育・育成」は、とても重要な分野だと思えます。31 頁には「①特別支援教育の推進」とあります。32 頁には、「②多様なニーズに対応する教育の充実」とあります。ここではスクールカウンセラーの配置ということは出てきますが、「特別支援教育コーディネーター」と呼ばれる人の配置は今回ここでは考えていないということですか。それとも、スクールカウンセラーがそういう役割を果たすということですか。

事務局 特別支援教育コーディネーターにつきましては、当初は作業部会の計画の中ではあがってきておりましたが、教育部に投げかけた段階で、今回この中では「まだ」というような返答でございましたので、ここではあげておりません。

委員長 私の認識では、とても重要な役割を果たす人です。学校と家庭と地域の 3 者を連携して、一人ひとりの特別なニーズのある子どもの地域生活を支援していくという役割を果たす人だと理解していました。33 頁に「スクールカウンセラー活用事業」があげられておりますので、久留米市の場合はこの事業に変わるのかなと思いましたが、そういうことではないということですね。

事務局 これは確認しないと。

委員長 確認してください。これはとても重要なことです。県のほうではすでに養護学校の先生たちの中からコーディネーターを選んで、研修を受けているということを聞いています。これはおそらく特別支援学校と呼ばれる養護学校だけではなく、地域の学校にもコーディネーターが配置されるのではないかと思います。

委員 正式名称は何といいますか。

委員長
事務局 特別支援教育コーディネーターです。

これは確認させて下さい。もし、教育部のほうと話しまして、施策としてここにあげる話が出ましたら、追加という形でとらせていただけます。

委員長
委員 はい。

委員 教育コーディネーターの話は、もうずいぶんと現場ではありませんが、学校から一人ずつ研修を受けて、コーディネーターをやっていこうという動きはあるようですが、まだ始まったばかりではあります。昨年は1回集まって、何らかの研修を受けたぐらいだったと聞いています。先ほど言われたように、養護学校の先生方を専門的に育てていこうという県もあるし、各学校の特別支援教育コーディネーターとして誰かを一人出していこうとするところもあります。それがどれくらいの専門性があるかということはまだまだ打ち出す必要はあると思います。

委員 学校教育の中に、高校・大学に行く場合の介助体制についての話が出ていたが、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの活用の枠を広げることもしないといけないと思います。この間ある重度身体障害者の方と話をしていたら、授業を「口話」で読み取っていると聞きました。しかし先生が黒板に向かって話し始めるとまったく分からないそうです。そういった子どもたちが高校・大学へ行く場合、障害は個々に違うので、きめ細かい支援というのが学校教育を受ける上でも必要であり、教育の機会を今まで奪ってきた問題がありますので、そういうことも盛り込まなければならないのではと思います。単にバリアフリーにすればいいという考え方はもう古いと思います。それは当然のことです。

委員長
事務局 むしろ人的支援が必要ですね。

義務教育でのいろいろな対応の中には、重度の障害のある方のフォローも現段階では十分でないので、この方々に対する学校での看護師の常時配置という部分では要望はあがっていますが、現在のところ具体的な対応は学校としてはそこまでできない状況がございます。具体的な要望等に対しても教育委員会としては、対応を現段階では難しいとしておりまして、特に高校における授業をフォローするような体制をどうするのかということは、教育委員会としてもこの計画の中に盛り込むまでの状況に

はないということであります。そういう中でこの計画をまとめさせていただいているという状況です。

委員 療育・教育というのが将来につながる最初の段階であって、機会均等を保障することを前提に置けば、教育の場面でそういう状態が21世紀に入っても常態化が続くのであれば、就労においてもハンディーを残したままになるのではと思います。抜本的な最初の段階での機会均等を盛り込まないと、以後の生活に大きく影響すると思います。

委員長 早い時期に、そうした機会が確保される必要があるということですね。

事務局 今の点については、意見という形で整理させていただいて、所管のほうには伝えたいと思います。計画の中に何らかの形で整理できれば良いと思いますが、それができなければまた委員会のほうで、そういう課題について整理をしていただければと思います。

委員 重点施策の中に、数値目標でなかなか表せない部分があったと思いますが、私は久留米市の就学前の障害児に対する取り組みは、全国の中でもすばらしいと思いながら関わらせてもらっています。これを維持していこうという視点で、書いているのは大事だと思いましたが、ひとつ気になっているのは、久留米市独自の保健所ができるということですが、教育で言えば教育センターの構想はできていると思いますが、教育センターや保健所がどんな場所にどういう形で作っていくのか、具体的な場所やイメージがあればと思います。今分かっている部分があるならば、聞かせていただきたいです。また、養護学校の充実のところで、養護学校が移転するという話が前にありましたが、その話はどうなったのか。また、健康づくりセンターの構想として場所や施設の概要についてもし分かっていたら教えていただきたいと思います。

事務局 保健所等については新聞等で情報として皆さんもお持ちだと思いますが、商工会館の4階が久留米保健所の一般業務を行う場所として整備を行いつつあります。検査部門が城島総合支所を予定しております。27頁に「療育センター機能の確立」ということで、健康づくりセンターと一体的に行うことを目標に設定しております。健康づくりセンターを作っていくことは明確に

なっていますので、これを作っていく中で整備していくことになると思いますが、現在のところ、具体的な整備はまったくできておりません。養護学校の点については私も情報を持ち合わせていませんので、ご報告ができない状況です。

委員

就学前は久留米市はずいぶん進んでいますが、実際に学校に上がってからのケアがずいぶん受けにくいとか、通級の教室には実際には定員があって、行きたくても行けない人がたくさんいるので、そういう部分で充実させないといけない部分がたくさんあがってくると思うので、どこに作るのか等のことはとても大事なことになるのではと思います。また、幼児教育研究所の機能充実をあげていただいており、これは本当に大事なことだと思いますが、実際には駐車場が非常に離れていますし、このような自動車社会になる前に作られた機関ですので、駐車場がほとんど機能しない状態です。せっかく来ても療育を受けられずに帰ってしまうことなどが不満としてたくさんあがってきております。例えば、どこかに統合しながら駐車場を確保して、きちんと安心して来られるような場所等の確保が重要ではないかと思います。ここに盛り込みにくいと思いますが、その調節をしない限りには書いていてもなかなか難しいだろうと思います。具体的に昨年、幼児教育研究所の周りの駐車場を増やすためにはどのくらいの費用がかかるかということで、1,000万円ぐらいかかっても10台ぐらいしか増やすことができないという状況もありました。せっかくこれだけの構想があるので、ゆったりできるような施設の確保をしてほしいと思います。

委員

具体論はこの会議ではできないと思います。構想だけを決めればいいことであって。

委員

展望がないと、せっかく施設を充実させていくといっても…。

委員

それはこれを進めていく行政の進め方の問題ですから。

委員

施設充実といったときに、実際に場所がなかったり、お金がなかったりしては…。

委員

それは次のステップだと思います。

委員長

ただ、今回、乳幼児の療育施策を重点施策にあげているというところで、ぜひそこを進めていってもらいたいということでしょうね。

事務局

所管の思いとしても、同じような思いがありますので、それぞ

れの所管の分野の中の事業を進めていく中で、統括的なものをひとつにまとめられるような形であれば、そういう方向での検討がなされると思いますが、今の時点ではそれぞれの機能を充実させる、また整備をしていくということで整理をして、次のステップで具体的な検討を行うと思うので、とりあえずはこういう方向性で現段階では整理をし、今の時点では計画の中に盛り込めないという状況でございます。

委員

そのとおりです。

委員

盛り込めてほしいということではなくて、どうなっていくのかなと思ひまして。実際に書いてありますが、どんな方向で進むかわからないので。

委員

幼児教育研究所は長い歴史があつて、ずっと取り組んできています。

委員長

私たちが今検討しているのは基本計画で、案にいる段階ですので、どう施策に活かしていくか、あるいは施策を進めていくか、今後の情勢あるいは議会の協力の下でできていくのではないかと思います。

委員

学校教育の中で、「大きくなって結婚して子どもができるという過程の中で、人口の何パーセントかは障害を持って生まれてくる子もいるんだ」ということを伝えていけば、障害児を自分で持った場合でもすぐ相談窓口にもつながると思います。そういうことを学校教育の中で盛り込んでほしいと思います。障害者が生まれたら悪いことのような教育は良くないと思います。

委員長

とても貴重なご意見だと思います。

委員

久留米市では今、5%ぐらいですが、これは高齢障害者も含めた割合だと思うので、生まれてすぐ障害者になるというのはもっと低いかもしれないし…。

委員長

そういったことをぜひ教育プログラムの中に活かしてもらいたいと思います。時間の関係で先へ進ませていただきます。重点項目の「2. 雇用の確保と支援を進めます」ということで、障害者計画の37頁からでございます。特に38、39頁に掲げてあるのは具体的な施策であります。この就労に向けての支援というところではいかがでしょうか。では次に「3. 地域活動支援センターなどの整備を進めます」ということで、これは障害者計画の47頁のところでございます。これは今度の障害者自立支援法

に基づく社会支援のひとつですね。かなり分かりやすく、具体的にⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型と地域活動支援センターの計画が分けられております。地域活動支援センターのⅠ型というのは、精神障害者の地域生活支援センターがこれにあてはまることとなります。Ⅲ型は従来の小規模作業所等の名前で呼ばれていたものがこれにあたります。これはNPOの法人格は必要ですか。

委員

最低限、NPOの法人格が必要です。

委員長

法人格を持つことが、地域活動支援センターⅢ型に移行していただけるということになります。こういったものを久留米市は重点施策として掲げております。4番目の「居住支援の充実を図ります」というのは、54頁からの第4章になります。

委員

第4章の重点施策で主に56頁に掲げてある「②居住支援の充実」ですが、この重点施策の考え方の中に、入居の際の支援や入居後のサポートを行うと書いてありますが、入居後のサポートは具体的に56頁の中ではよく見えないのですが、どれを指しておっしゃられているのですか。例えば、入居後のサポートというと、福祉サービスや住宅のバリアフリー化といったことが入るのかなと思いましたが、56頁ではそういったことは見えません。入居後のサポートというのは何を指されているのですか。

事務局

たしかに、意味合いとしては大きく捉えることができますが、56頁の居住支援の充実で言いますと、事業としては141番にあげている「相談支援強化事業」です。今回の自立支援法で相談支援事業というのがありますが、その中にある「居住サポート事業」を事業として実施することになり、久留米市でも取り組んでいきます。これはどちらかというと、一般のアパート等に居住されているような方々に対するサポート事業ですので、日常的にいろんなトラブル等があったときにサポートしていく事業です。実施している自治体もそう多くないので、実際にどういう形で今から行っていくかということもまだ考えておりませんが、そういった事業も取り組んでいきたいということであげさせていただいております。居住支援の充実という形で、55頁の「①住まいの確保」のほうも非常に重要であります。これは特にいろんな形で障害福祉計画の中でも居住系サービス等の中であげていきます。また、公的保証人制度の創設も重点施策としてあげております。バリアフリーとボランティア等につ

きましては、別の章立てのところにありますので、具体的施策としては3点ほどあげております。文章の中でもあげておりますように、これから安心して生活し続けられるようにということで居住支援の充実を主にあげております。

委員 居住支援の充実は大変重要だと思います。その中で言われている141番の居住サポートの内容がただ相談事の解決だけなのかということが気になりました。

事務局 今、事業内容としてあげているのは、障害者の見守りや緊急時対応といったものが具体的事業に示されております。これをどういう形で進めていくか、行政がそのまま進めることはできませんので、どういったところにどういった形で進めていただくかということについても具体的にまた検討していかないといけないと思っています。

委員 重点施策だけを行うのではなくて、他のことも行われると思いますが、ここで重点施策と掲げますと、これだけしか行わないのではないかという誤解を与えることになると思います。サポートというのはこれだけでいいのかと思ってしまいますが、そういうわけではなく、生活環境の整備やその後の福祉サービス、介護サービス等も当然一緒にないといけないと思うので、それらとの関係が分かればと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。とても貴重なご意見だったと思います。生活支援ですから、住宅だけではなく、住宅で生活する生活全体をどうサポートしていくのかというところがとても大事だと思います。障害者と言う前に、生活者の一人として見ていく視点というのが特に住環境、あるいはこの項目では大事ではないかと思います。たしかに、この文言ではさまざまな居住サポート支援が受けられるというふうに理解されるかもしれませんが、では次に、先ほどのこととも関連しますが、5番目の「相談支援事業の推進を図ります」というところでございます。これは61、62頁に掲げております。具体的な施策として167番の「障害者相談支援体制の整備」とあります。もうひとつは、「地域自立支援協議会の設置」とあります。特に、地域自立支援協議会というのは、自立支援法に基づく協議会ですね。

事務局 はい、そうです。

委員長 相談支援体制の整備のところにかかれている5箇所というのは、

相談できる場所が5箇所、平成23年度までに設置されるという
意味合いでしょうか。

事務局

今回特に、自立支援法の中での事業ということで、相談体制については市町村が行う事業の中の地域事業として位置づけられております。現在、久留米市の場合は1箇所、「ピアくるめ」のほうに委託して事業を行っております。利用者が利用しやすいような状況にするためにはやはり地域の中に相談窓口を設けることであり、場所もできるだけ地域の中でバランスよく配置する必要があるという考えを持っておりまして、今ある1箇所の相談窓口を23年度を目標に5箇所に増やしていきたいと思っております。やり方等については19年度の中で検討しながら、20年度ぐらいから具体的な窓口体制の整備を図っていきたいという考え方を計画にまとめております。

委員長

はい、6番目には「障害者理解のための啓発・広報活動の推進を図ります」ということで、70頁の第5章の「基本目標4 バリアをなくし、快適に住むために」というところです。

委員

64頁の「成年後見制度の周知」に、成年後見制度の周知と利用促進・利用援助に努めますと書いてありますが、利用援助というのはどういった形ですか。最近どうなっているかよく分かりませんが、成年後見制度を受けるためにはある程度の金額が必要ですね。そのお金がないために、受けることができないことも出てきます。現に、私は第3火曜に相談を受けておりますが、そのときに来られた方が、離婚されて財産もなく、自分が亡くなったなら年金はどうやって誰に頼んでもらえるか、という話でした。金銭的な援助までお願いできるのかどうか。田主丸町の時には、「分割でも良いので貸付制度を作ってください」と策定委員会に言いましたがそのままです。

委員長

ここの利用援助というのは、ご指摘のように経済的な負担を軽減するために、援助していただけるというふうと考えられるかということですが、いかがでしょうか。

事務局

基本的には、市が変わって、成年後見制度の設立等が整っていないと、民間の方が成年後見制度を取り組んでおられて、成年後見利用をしていくという2つの流れがありますが、ここで言う援助という部分では、市のほうが申し立てを行いますので、金銭的な部分で行っていきます。その他の相談支援等も行政と

しては当然対応していきますが、金銭的な援助として公的な手続きによる財政的なバックアップは当然行っていきます。具体的な数字の部分は今資料がないのでお答えできませんが。

委員
事務局

知的障害者も該当することはあるのでしょうか。

該当します。具体的に申しますと、相談支援の地域生活支援事業の中で「成年後見制度利用支援事業」というのが101頁に記載しております。資料を持ち合わせておりませんので、金銭的なことは分かりませんが、こういう形で何らかの申し立てをした段階で、登記手数料や鑑定費用等についての助成を制度として考えています。

委員
委員長
委員

権利支援の予定が増えてきますので、社協とも関連します。
よろしいでしょうか。

住宅のことに戻りますが、やはり居住支援というのが分かりません。住宅の確保をするということを具体的に書かないと。市の住宅を障害者に優先的に入れるように配慮するとは書いてありますが、バリアフリーの関連で車イスを増やすとか、具体的な数字を掲げていません。そして施設から地域へといいながら、住宅がないばかりに出ることができない障害者は数多くいます。優先的に入れてもらっても、2階、3階であれば障害によっては入ることはできません。「②福祉教育の充実」というところで、総合的な学習の時間のカリキュラムの中に福祉教育の視点を入れるということですが、最初の先入観が「障害者はかわいそう、つらいでしょう」であるために、どんなに肯定的な話をしても感想として返ってくるのは「かわいそう」となると思います。人口の何%かは障害者が生まれることは、むしろ当たり前のことだという前提の教育がされていないのではないかと思います。また、ここには書かれていませんが、障害者と関わる専門職の育成をする養成学校などで少人数のゼミでもいいので、いろんな障害者と関われるようなことをシステムとして入れていく必要があると思います。実習化して、そういうところに行くことも大事だと思いますが、ある意味講師として当事者を呼ぶなどして工夫をして取り組むことは、これから障害者と関わる場面で働く人にとっては必要ではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。とてもいいご指摘をいただきました。私も微力ですが、毎回当事者の方に来ていただいて、交流を含

めて話をさせていただいております。高柳委員がおっしゃるように、学生に与える影響はずいぶん違います。おっしゃったように、こういうことがシステム化しておりませんので、これはとても大事なことだと思います。

委員 重点施策には入っていませんが、65 頁に医療の問題が分野 7 としてあげておりますが、昨年の 4 月から自立支援法が制定されて 10 月から全面施行されたことは皆さんご存知だと思います。我々が持っておりました「更生医療」が「自立支援医療」ということでまとめられました。自立支援法に基づいて今年度の医療制度改革も進んでいく状況であります。個人負担は増加される一方で、医療を受ける制限というものを患者団体としては、ひしひしと感じている状況であります。特に平成 20 年 4 月からは、「後期高齢者医療制度」として障害者は 65 歳以上、一般の方は 75 歳以上の方全員が保険料を一人ひとりが納めることになり、若い人と同じ医療を受けても診療報酬が下がるなど、今から決まっていくとは思いますが、いろんなことが噂されております。これらは重点施策にあがっていませんが、分野 7 として市のほうで施策を考えてもらう場合が出てくると思うので、意見ですがそういうところを非常に危惧しております。

委員長 はい、ありがとうございます。市民の意見としてぜひお考え下さい。あと 10 分ほど時間をいただきたいと思います。今回この原案が示されました。これを今日、ご承認いただけるかどうかお聞きしたいと思います。

委員 療育のところで、母子家庭や具体的な問題等の話がありましたが、虐待やネグレクトという部分もかなりあります。現実には、通園の施設に行っている子どもがネグレクトで行かなくなったので、入所に切り替えて療育を進めたという例がありました。ですから、療育の機会をすべての障害児が損なわれないように、児童相談所等の関係機関と連携しながら支援していくことを療育の部分に入れていただくと良いという気がします。

委員長 こういう意見があったことをぜひ検討していただきたいと思います。それでは事務局のほうからお示しいただいた原案について、策定委員会としてご承認いただけますか。よろしいですか。ありがとうございます。これは 2 月にパブリックコメントとして、市民の方に原案をもとにいろんな意見を 30 日間にわたって

伺います。それを含めて、修正されるところは修正し、最終的な原案が出されて、それを承認していくというスケジュールが考えられております。もうひとつ今日皆さんにお話ししたいこととして、協議資料1というものがございます。障害者の「害」の表記についてです。「害」という漢字をかな表記にすることがあがっております。これについて事務局よりご説明をいただきたいと思っております。

事務局

協議資料1としてつけております資料が「障害者のかな表記について」でございまして、計画の中ではかな表記を取り入れずに現在の表記という形でいきたいということで事務局としての案を掲げさせていただいております。考え方としては、この表記につきましては「害」という文字の意味するところを考えると、「かな表記」にしてはという意見もあった上で、例えば福岡市では「害」の表記をかな表記にしております。この計画を策定するにあたり、当初の委員会の中でこの表記のあり方について策定委員会での意見等を尊重するというご説明していたと思っております。計画を巡る今までの経過の中で、資料の下のほうに書いてありますとおり、何点かこの件でお話がありました。作業部会の中では「障がい」という表記で作成をされている部会員が若干いらっしゃいました。また、その作業部会に出席されていた策定委員さんから議論があがりまして、この件で表記を変えるだけでは意味がないというご意見もございました。これについては福岡市が「害」の表記を変えたことに関してのいろんな福岡市に対する意見等の中でも同じように意見が出ていまして、福岡市の担当者からも聞いた覚えがございます。今回の障害者計画・障害福祉計画の策定にあたりまして、いろんな形でまだまだ意見があるということと、他の自治体で表記を変えたというのがそう広がっていないということ、あるいは法令用語としてまだまだ使用されていることから考えますと、ご議論もあるかと思っておりますが「害」の表記につきましては現状のままの表記にいたしたいということでご提案しております。

委員長

いかがですか、よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは久留米市では今まで通りの「障害者」という表記にさせていただきたいと思っております。

(2) その他

事務局

今後のスケジュールだけ簡単にご説明します。今日の委員会は終わりましたので、内容等も盛り込んだ上で修正等をさせていただき、2月1日から3月2日までパブリックコメントを予定しております。その後、その内容等についての原案を再度、庁内で議論を検討して、第5回の策定委員会を予定しております。あと1回、委員の皆様方よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

ありがとうございました。これにて終わりたいと思ひます。

3. 閉会 (17時15分)